



平成 30 年度幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会 開催要項

1. 趣旨：
公益財団法人日本スポーツ協会（日本スポーツ少年団）が平成 26 年度に作成した、幼児及びその保護者等を対象にした活動プログラム「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」を各地域において指導・普及できる者を養成することを目的に、都道府県スポーツ少年団から推薦された者を対象とした講習会を開催する。
2. 主催：公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団
3. 協力：開催都道府県体育（スポーツ）協会都道府県スポーツ少年団
4. 後援：スポーツ庁（予定）
5. 期日・会場：
平成 30 年 7 月 15 日（日）・16 日（月・祝） 北海道「北海道立総合体育センター」
平成 30 年 9 月 15 日（土）・16 日（日） 京都府「京都テルサ」
平成 30 年 12 月 23 日（日）・24 日（月・祝） 東京都（会場調整中）
6. 定 員：各会場 50 名程度
7. 対 象：都道府県スポーツ少年団から推薦された者（原則各県 3 名）
日本スポーツ少年団から推薦された者（若干名）
8. 推薦条件（都道府県スポーツ少年団）：
 - (1) 推薦対象者は、以下講習会等の参加者とする。
なお、平成 30 年度開催分については、講師講習会受講時に参加済であることを条件とし、講師講習会受講申込時点で参加見込の者も含むものとする。
 - 1) 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会（平成 27～30 年度）
※上記講習会の運営に携わったスポーツ少年団リーダーを含む
 - 2) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会（平成 25～28 年度）
 - 3) スポーツ少年団認定育成員研修会（平成 23～30 年度）
 - 4) 第 20 回（平成 27 年度）スポーツ少年団指導者全国研究大会
※分科会「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム事例報告」参加者
 - 5) アクティブ・チャイルド・プログラム講習会（平成 22～24 年度）
 - 6) 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム都道府県普及促進研修会
（平成 29・30 年度）
※受講申込時に開催期日・内容・等がわかる資料や参加者名簿を添付すること
 - 7) その他（幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及ワーキンググループの班員が担当した講習等。）※受講申込時に開催期日・内容等がわかる資料や参加者名簿を添付すること
 - (2) 推薦対象者は、実技を含む全ての講習に参加できる健康・体力を有する者とする。
 - (3) 推薦対象者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の保有者が望ましい。
 - (4) 推薦対象者のうち最低 1 名は、平成 30 年度スポーツ少年団登録者とする。
 - (5) 複数名を推薦する場合は、1 名以上の女性を含むことが望ましい。
 - (6) 幼児・子どもの教育や保育、発達等に関する領域を専門とする大学教員についても推薦を認める。なお、上記に定める講習会を受講していることが望ましい。※受講申込時に所属（学校名）、専門領域が確認できる書類（大学 HP の教員ページ等）を添付すること。
9. 講習内容：合計 9 時間 30 分（予定）※休憩等含む
 - (1) 理論編（講義）
 - (2) 実技編（運動遊び、指導法・指導技術）
 - (3) 指導実践編（模擬指導）
 - (4) その他・質疑応答※ 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ「アクティブ・チャイルド・プログラム総合サイト」の活用法等を含む

10. 受講料： 4,320 円 ※交通費・宿泊費は受講者負担
11. 受講申込：
- (1) 受講希望者は居住あるいは活動している都道府県の都道府県スポーツ少年団へ連絡し、それぞれ指定の申込手続きを行ってください。
 - (2) 都道府県スポーツ少年団は、6月15日（金）までに受講申込書（様式別添）を取りまとめ、受講者推薦書（様式別添）により日本スポーツ少年団へ推薦してください。
- ※ 受講にあたって収集した個人情報を受講可否（内定・決定）の通知・関連資料の送付を目的に使用します。また、講習会中に撮影した写真等については、公益財団法人日本スポーツ協会のホームページや各種報告書において利用することがあります。なお、この個人情報は、参加者の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません（法令などにより開示を求められた場合を除く）。
12. 選考（内定）：
- (1) 日本スポーツ少年団にて、受講申込書を元に選考し推薦条件を満たしている者を受講内定者とします。
- ※ 3名を超えて推薦する都道府県があった場合、まずは各都道府県推薦順位3位以内の者を受講内定者とします。さらに受講会場の受入可能者数等から追加可能な場合に限り、その人数内で、推薦順位4位以下の者を推薦順位ごとに、平成29年度スポーツ少年団登録団員数の多い都道府県の推薦者から受講内定者とします。
- ※ 受講内定者の辞退が出た場合、推薦条件を満たしているものの受入可能者数等から内定されなかった受講希望者の中から、上記方法に基づき追加で受講内定者とします。
- (2) 受講の内定と併せて、受講会場を調整します。
- ※ 各都道府県推薦順位1位の者は、第1希望会場を受講会場として決定します。推薦順位2位以下の者は、推薦順位ごとに平成29年度スポーツ少年団登録団員数の多い都道府県の推薦者から、受講希望順位が上位の会場で受入可能人数に達していない会場を受講会場として決定します。
- (3) 各会場で定員に満たない場合には、随時追加での参加申込を受付、内定手続きを行います。
13. 選考結果通知・受講料の入金（決定）：
- (1) 選考結果については、日本スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団に対して通知します。
 - (2) 都道府県スポーツ少年団は、選考結果を受講希望者へ通知するとともに、受講内定者の受講料を取りまとめ、7月12日（木）までに日本スポーツ少年団指定の口座へ入金してください。
 - (3) 受講料の入金確認をもって、受講者として決定します。
- ※ 受講料納入後に受講を辞退・欠席した場合でも原則として受講料は返金しません。
14. その他：
- (1) 本講習会受講時に、「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」（ガイドブック）と本プログラム普及用資料（講師用教材等）を配付します。
 - (2) 本講習会修了者には、受講証明書を発行します。
 - (3) 本講習会修了者には公益財団法人日本スポーツ協会（日本スポーツ少年団）や推薦都道府県等が実施するアクティブ・チャイルド・プログラム普及活動への協力を依頼することがあります。
 - (4) 受講者を被保険者として傷害保険に加入します。
 - (5) 当日は実技を行いますので以下を忘れずにお持ちください。
 - ・ トレーニングウェア（運動できる服装）／スポーツ活動用シューズ（室内用）
 - ・ 健康保険証
 - (6) 天候不順等で開催を中止する場合は、申込時に登録された連絡先（メール・FAX・電話番号）に連絡する他、公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ等によりその旨を掲載します。
 - (7) 本講習会は、この研修会は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格更新のための義務研修となります。ただし、水泳、サッカー、テニス、バスケットボール、バドミントン、剣道、空手道、バウンドテニス、エアロビク（上級コーチのみ）、チアリーディング（コーチのみ）、スクーバ・ダイビング、スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、クラブマネジャー、プロゴルフ（教師・上級教師）、プロテニス、プロスキーの資格者については、別に定められた条件を満たさなければ資格を更新できません。テニスの指導者は2ポイントの実績になります。（平成30年4月1日現在）

<問合せ先>公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部 少年団課

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1

TEL：03-3481-2222 FAX：03-3481-2284 E-mail：jjisa@japan-sports.or.jp

スポーツクレ

